

学校法人軽井沢風越学園 義務教育学校授業料等減免規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人軽井沢風越学園が設置する義務教育学校である軽井沢風越学園(以下、「学園」という。)に在籍する児童・生徒のうち、経済的理由により授業料等の納付が困難な者に対する授業料等減免(以下、「減免」という。)に関する必要事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で授業料等とは、入学金・授業料のことをいう。

(資格)

第3条 この規程による減免を申請できる者は、学園に在籍または入学を希望する児童・生徒(以下、「対象児童等」という。)の保護者とする。

2 保護者は、次の各号のいずれにも適合する場合に、減免を申請できる。

(1) 別に定める日から対象児童等及びその保護者が長野県北佐久郡軽井沢町内及び別に定める地域に居住していること。

(2) 対象児童等が属する世帯の申請前年の世帯所得（住民票記載の20歳以上（申請年の3月31日時点）の世帯員全員と別世帯に生計維持者がいる場合はその者の所得金額の合計。）が別に定める所得基準額を下回ること、または、対象児童等の保護者が申込時点において生活保護法の被保護者であること。なお、所得とは、給与所得者の場合には、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、事業所得者の場合には、「収入から必要経費を差し引いた金額」をいう。

3 前項の規定に関わらず、対象児童等の保護者が学園の正職員である場合には、前項第2号に適合することのみをもって減免を申請できる。

(期間)

第4条 減免期間は、1年間とする。

2 減免を継続して希望する者は、毎年度審査を受け承認を得なければならない。

(減免額及び採択人数)

第5条 減免額は、授業料等の一部または全額とし、別に定める基準による。

2 新たに減免の希望者を募る場合の採択人数は、予算の状況を鑑みて理

事長がこれを定める。

- 3 一世帯からの採択人数は2名までとする。

(申請手続き)

第6条 対象児童等の保護者のうち新たに、または継続して減免を希望する者は、所定の「授業料等減免制度申込書」、または「授業料等減免制度継続申込書」に、次の各号に掲げる書類を添え、別に定める期日までに学園に提出するものとする。

- (1) 世帯全員分の住民票
- (2) 別世帯の生計維持者がいる場合にはその者の住民票
- (3) 対象児童が属する世帯の申請前年の世帯所得（住民票記載の20歳以上（申請年の3月31日時点）の世帯員全員の所得及び別世帯の生計維持者がいる場合にはその者の所得。）を証明する公的所得証明書または申請時点の生活保護受給証明書
- (4) その他学園が指定する書類

(授業料等減免審査委員会)

第7条 減免の可否を審査するために、学園に授業料等減免審査委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、理事長が指名する職員及び外部専門家により構成する。
- 3 委員会に関する事項は別に定める。

(審査)

第8条 委員会は第6条に定める書類により減免の可否を審査するものとする。

- 2 委員会は、前項の審査結果をふまえて理事長に申請し、承認を得るものとする。

(減免決定の通知)

第9条 校長は前条による理事長の承認を受け、減免の可否、減免金額等を減免希望者に通知する。

(取消)

第10条 減免の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、校長は委員会の議を経て、減免の決定を取り消すものとする。

- (1) 第6条に定める書類に虚偽の記載または申告等があったと判明したと

き

(2) 対象児童等が学則第38条により懲戒に処されたとき

(返還)

第11条 校長は、減免の決定を受けた者が前条の規定により減免の決定を取り消されたときには、当該年度に限り、すでに減免した授業料等の返還を求めることができる。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、規則等管理規程の定めによるものとする。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、減免の資格や選考基準等に関し必要な事項は、細則に定める。

附則

2020年4月1日施行

2020年7月1日改定

2021年7月1日改定

学校法人軽井沢風越学園 義務教育学校授業料等減免規程細則

学校法人軽井沢風越学園義務教育学校授業料等減免規程(以下、「規程」という)第13条に基づき、細則を以下の通り定める。

第1条 規程第3条第2項第1号の「別に定める日」とは、2019年4月1日とする。

第2条 規程第3条第2項第1号の「別に定める地域」とは、御代田町とする。

第3条 規程第3条第2項第2号の「別に定める所得基準額」は、別表(1)による。

第4条 規程第5条第1項に定める「別に定める基準」は、別表(2)及び(3)による。

第5条 規程第6条の「別に定める期日」は、次の通りとする。

(1) 新たに減免を希望する者の場合

減免を希望する年度の前年度の10月中の開校日で、授業料等減免審査委員会が定める日

(2) 継続して減免を希望する者の場合

減免を希望する年度の前年度の7月中の開校日で、授業料等減免審査委員会が定める日

別表(1) 所得基準額

世帯人数	所得基準額
2人	3,660,000円
3人	4,820,000円
4人	5,700,000円
5人	6,820,000円
6人	7,700,000円
7人	9,110,000円

別表（２）授業料減免基準表（対象児童等が同一世帯で１人目）

世帯人数	全額減免される者の所得	全額減免か半額減免を選べる者の所得	半額減免か３分の１減免を選べる者の所得
２人	1,630,000 円未満	1,630,000 円～ 3,152,499 円	3,152,500 円～ 3,659,999 円
３人	2,150,000 円未満	2,150,000 円～ 4,152,499 円	4,152,500 円～ 4,819,999 円
４人	2,540,000 円未満	2,540,000 円～ 4,909,999 円	4,910,000 円～ 5,699,999 円
５人	3,040,000 円未満	3,040,000 円～ 5,874,999 円	5,875,000 円～ 6,819,999 円
６人	3,430,000 円未満	3,430,000 円～ 6,632,499 円	6,632,500 円～ 7,699,999 円
７人	4,060,000 円未満	4,060,000 円～ 7,847,499 円	7,847,500 円～ 9,109,999 円

別表（３）授業料減免基準表（対象児童等が同一世帯で２人目）

世帯人数	全額減免される者の所得	全額減免か半額減免を選べる者の所得	半額減免か３分の１減免を選べる者の所得
２人	1,264,000 円未満	1,264,000 円～ 2,786,499 円	2,786,500 円～ 3,659,999 円
３人	1,668,000 円未満	1,668,000 円～ 3,670,499 円	3,670,500 円～ 4,819,999 円
４人	1,970,000 円未満	1,970,000 円～ 4,339,999 円	4,340,000 円～ 5,699,999 円
５人	2,358,000 円未満	2,358,000 円～ 5,192,999 円	5,193,000 円～ 6,819,999 円
６人	2,660,000 円未満	2,660,000 円～ 5,862,499 円	5,862,500 円～ 7,699,999 円
７人	3,149,000 円未満	3,149,000 円～ 6,936,499 円	6,936,500 円～ 9,109,999 円

附則

2021年7月1日施行